

岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 18 年 3 月 31 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県規則第 36 号

岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する規則の一部を改正する規則

岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する規則（平成 12 年岩手県規則第 50 号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
第 6 条 [略]				第 6 条 [略]			
(個別の市町村が処理することとする事務の範囲)				<u>(個別の市町村が処理することとする事務の範囲)</u>			
第 7 条 条例別表第 2 の 1 の項の規則で定めるものは、次に掲げる事務とする。				第 7 条 条例別表第 2 の 4 の項の規則で定めるものは、岩手県内水面漁業調整規則（昭和 47 年岩手県規則第 88 号）第 3 条の申請の受理に関する事務とする。			
第 7 条 条例別表第 2 の 1 の項の規則で定めるものは、次に掲げる事務とする。				第 8 条 条例別表第 2 の 7 の項の規則で定めるものは、次に掲げる事務とする。			
事 務	路線種別	路線名	箇所名	事 務	路線種別	路線名	箇所名
除雪事業	[略]	340 号線	[略]	地域づくり緊急改善事業	一般国道	340 号	岩泉町
		455 号線				455 号	岩泉町
交通安全施設整備事業（一種）	[略]	340 号線	岩泉町 <u>落合</u>	除雪事業	[略]	340 号	[略]
		455 号線	岩泉町 <u>岩泉</u>			455 号	
交通安全施設整備事業（二種）	[略]	340 号線	[略]	交通安全施設整備事業（一種）	[略]	340 号	岩泉町
		455 号線				455 号	岩泉町
施設修繕事業	一般国道	340 号線	岩泉町 <u>国境</u>	交通安全施設整備事業（二種）	[略]	340 号	[略]
		455 号線	岩泉町 <u>早坂</u>			455 号	
道路維持修繕事業	[略]	340 号線	[略]	道路維持修繕事業	[略]	340 号	[略]
		455 号線				455 号	
橋りょう維持修繕事業	[略]	340 号線	岩泉町 <u>小渡橋</u>	道路災害防除事業	一般国道	340 号	岩泉町
		455 号線	岩泉町 <u>早坂橋</u>			455 号	岩泉町
緊急橋りょう補強事業	[略]	455 号線	岩泉町 <u>思淵橋</u>	橋りょう維持修繕事業	[略]	340 号	岩泉町
			岩泉町 <u>内沢橋</u>			455 号	岩泉町
				緊急橋りょう補強事業	[略]	340 号	岩泉町
						455 号	岩泉町

第8条 条例別表第2の1の2の項の規則で定めるものは、次に掲げる事務とする。

(1) 岩泉町が処理する事務

事務	路線種別	路線名	箇所名
除雪事業	[略]		
交通安全施設整備事業（二種）	[略]		
施設修繕事業	主要地方道	宮古岩泉線	岩泉町有芸
	一般県道	大川松草線	岩泉町大川
		普代小屋瀬線	岩泉町大平
道路維持修繕事業	[略]		
緊急道路防災対策事業	主要地方道	久慈岩泉線	岩泉町本田

第9条 条例別表第2の8の項の規則で定めるものは、次に掲げる事務とする。

(1) 岩泉町が処理する事務

事務	路線種別	路線名	箇所名
地域づくり緊急改善事業	主要地方道	久慈岩泉線	岩泉町
		宮古岩泉線	岩泉町
		岩泉平井賀普代線	岩泉町
	一般県道	大川松草線	岩泉町
		田野畑岩泉線	岩泉町
		有芸田老線	岩泉町
		普代小屋瀬線	岩泉町
除雪事業	[略]	岩泉停車場線	岩泉町
		安家玉川線	岩泉町
交通安全施設整備事業（二種）	[略]	小本港線	岩泉町
道路維持修繕事業	[略]		
道路災害防除事業	主要地方道	久慈岩泉線	岩泉町
		宮古岩泉線	岩泉町
		岩泉平井賀普代線	岩泉町
	一般県道	大川松草線	岩泉町
		田野畑岩泉線	岩泉町
		有芸田老線	岩泉町
		普代小屋瀬線	岩泉町
除雪事業	[略]	岩泉停車場線	岩泉町
		安家玉川線	岩泉町
交通安全施設整備事業（二種）	[略]	小本港線	岩泉町

地方特定 道路整備 事業	一般県道	大川松草線	岩泉町沢 口
道路歩行 環境整備 事業	一般県道	大川松草線	岩泉町大 川から釜 津田まで
		普代小屋瀬線	岩泉町坂 本から川 口まで
<u>ゆきみち</u> 環境整備 事業	一般県道	普代小屋瀬線	岩泉町川 口
		有芸田老線	岩泉町肘 葛
<u>橋りょう</u> <u>フレッシュ</u> <u>ユアアップ</u> 事業	一般県道	普代小屋瀬線	岩泉町坂 本新橋
			岩泉町岩 井橋

(2) 田野畑村が処理する事務

事 務	路線種別	路線名	箇所名
除雪事業	[略]		
交通安全施 設整備事業 (二種)	[略]		
<u>施設修繕事 業</u>	一般県道	田野畑岩泉線	田野畑 村沼袋
道路維持修 繕事業	[略]		

地方特定 道路整備 事業	主要地方 道	<u>久慈岩泉線</u>	岩泉町
		<u>宮古岩泉線</u>	岩泉町
		<u>岩泉平井賀普 代線</u>	岩泉町
	一般県道	<u>大川松草線</u>	岩泉町
		<u>田野畑岩泉線</u>	岩泉町
		<u>有芸田老線</u>	岩泉町
		<u>普代小屋瀬線</u>	岩泉町
		<u>岩泉停車場線</u>	岩泉町
		<u>安家玉川線</u>	岩泉町
		<u>小本港線</u>	岩泉町
道路歩行 環境整備 事業	一般県道	大川松草線	岩泉町
<u>橋りょう</u> <u>維持修繕</u> 事業	一般県道	普代停車場線	岩泉町

(2) 田野畑村が処理する事務

事 務	路線種別	路線名	箇所名
<u>地域づくり</u> <u>緊急改善事 業</u>	主要地方 道	岩泉平井賀普 代線	田野畑村
	一般県道	田野畑岩泉線	田野畑村
除雪事業	[略]		
交通安全施 設整備事業 (二種)	[略]		
道路維持修 繕事業	[略]		
<u>道路災害防 除事業</u>	主要地方 道	岩泉平井賀普 代線	田野畑村
	一般県道	田野畑岩泉線	田野畑村

第9条 条例別表第2の1の3の項の規則で定めるものは、次に掲げる事務とする。

(1) 大船渡市が処理する事務

事務	路線種別	路線名	箇所名
道路改良事業	主要地方道	[略]	
	一般県道	基石海岸線	大船渡市細浦
地域振興支援道路ネットワーク整備事業	主要地方道	[略]	
	一般県道	崎浜港線	大船渡市浪板

(2) 一関市が処理する事務

事務	路線種別	路線名	箇所名
道路改良事業	[略]		

第10条 条例別表第2の6の項の規則で定めるものは、次に掲げる事務とする。

事務	河川種別	河川名	箇所名
県単独河川改良事業	[略]		

第11条 条例別表第2の11の項の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1)～(3) [略]

第12条 条例別表第2の16の項(6)の規則で定めるものは、県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例施行規則(平成13年岩手県規則第140号)第45条第1号及び第2号の届出書に係る受理書の交付に関する事務とする。

第13条 条例別表第2の17の項(6)の規則で定めるものは、県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例施行規則第45条第3号の届出書に係る受理書の交付に関する事務とする。

第14条 条例別表第2の19の項(6)の規則で定めるものは、県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例施行規則第45条第4号から第6号までの届出簿に係る受理書の交付に関する事務とする。

第15条 条例別表第2の28の項の規則で定めるものは、岩手県内水面漁業調整規則(昭和47年岩手県規則第88号)第3条の申請の受理に関する事務とする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

第10条 条例別表第2の9の項の規則で定めるものは、次に掲げる事務とする。

(1) 大船渡市が処理する事務

事務	路線種別	路線名	箇所名
地域道路整備事業	主要地方道	[略]	
		[略]	

(2) 一関市が処理する事務

事務	路線種別	路線名	箇所名
地域道路整備事業	[略]		

第11条 条例別表第2の19の項の規則で定めるものは、次に掲げる事務とする。

事務	河川種別	河川名	箇所名
治水施設整備事業	[略]		

第12条 条例別表第2の31の項(1)の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1)～(3) [略]

第13条 条例別表第2の41の項(6)の規則で定めるものは、県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例施行規則(平成13年岩手県規則第140号)第45条第1号及び第2号の届出書に係る受理書の交付に関する事務とする。

第14条 条例別表第2の42の項(6)の規則で定めるものは、県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例施行規則第45条第3号の届出書に係る受理書の交付に関する事務とする。

第15条 条例別表第2の44の項(6)の規則で定めるものは、県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例施行規則第45条第4号から第6号までの届出簿に係る受理書の交付に関する事務とする。